

若し辨別ありて犯したる時の其罪を宥恕して本刑より二等を減す

第八十一條 罪を犯す時満十六歳以上二十歳未満なる者の其罪を宥恕して本刑より二等を減す

第八十二條 瘡啞者罪を犯したる時の其罪を論せず但情状又因り五年以上過さざる時間之を懲治場より留置することを得

第八十三條 違警罪の満十六歳以上二十歳未満なる者と雖も其罪を宥恕することを得す

満十二歳以上十六歳未満なる者の其罪を宥恕して本刑より一等を減す十二歳未満なる者及び瘡啞者其罪を論せず

第八十四條 此節に記載するの外特別の下論罪宥恕減輕の各本條は於て之を記載す

第二節 自首減輕

第八十五條 罪を犯し事未だ發覺せざる前より於て官より自首したる者の本刑より一等を減す但謀殺故殺に係る者の自首減輕の限は在らず

第八十六條 財産に對する罪を犯したる者自首して其贓物を還給し損害を賠償したる時の自首減輕の外仍は本刑より二等を減す其全部を還償せずと雖も半數以上を還償したる時の二等を減す

第八十七條 財産に對する罪を犯し被害者より首服したる者の官より自首すると同く前二條の例も照して處斷す

第八十八條 此節に記載するの外本條別より自首の例を掲げたる者の各其本條に従ふ

第三節 酌量減輕

第八十九條 重罪輕罪違警罪を分たす所犯情狀原諒す可き者の酌量して本刑を減輕することを得

法律に於て本刑を加重し又ハ減輕す可き者と雖も其酌量す可き時の仍は之を減輕することを得

第九十條 酌量減輕す可き者の本刑より一等又ハ二等を減す

第五章 再犯加重

第九十一條 先より重罪の刑に處せられたる者再犯重罪に該する時の本刑より一等を加ふ

第九十二條 先より重罪輕罪の刑に處せられたる者再犯輕罪に該する時の本刑より一等を加ふ

第九十三條 先より違警罪の刑に處せられたる者再犯違警罪に該する時の本刑より一等を加ふ但一年内再ハ其違警罪裁判所の管轄地内は於て犯したる時非されハ再犯を以て論ずるとを得

●刑法

第九十四條 再犯加重の初犯の裁判確定の後是非されぬ之を論ずるを得ず

第九十五條 刑期限内再ひ罪を犯すは因り刑を宣告したる時の先つ其定役は服す可き者を執行し定役は服せざる者を後す若し初犯再犯共定役は服する刑は該る時又共定役は服せざる刑は該る時の先つ其重き者を執行す罰金科料は該る者の順序は拘はらず各之を徴收す

第九十六條 陸海軍裁判所は於て判決を経たる者再び重罪輕罪を犯したる時の初犯の非常律は從ひ處斷したる者是非されぬ再犯を以て論ずるを得ず

第九十七條 大赦に因て免罪を得たる者の再び罪を犯すと雖も再犯を以て論ずるを得ず

第九十八條 三犯以上の者と雖も其加重の法の再犯の例は同じ

第六章 加減順序

第九十九條 罪の情狀は因り總則は照し同時は本刑を加重減輕す可き時の左の順序は從て其刑名を定む但從犯及び未遂犯罪の減等其他本條に記載する特別の加重減輕は其加減したる者を以て本刑と爲す

一 再犯加重

二 宥恕減輕

三 自首減輕

四 酌量減輕

第七章 數罪俱發

第一百條 重罪輕罪を犯し未だ判決を経ず二罪以上俱發したる時の一の重き從て處斷す重罪の刑は輕期の長き者を以て重と爲し刑期の等しき者の定役ある者を以て重と爲す輕罪の刑は其所犯情狀最重き者從て處斷す

第一百一條 違警罪二罪以上俱發したる時の各其刑を科す若し重罪又の輕罪と俱發したる時の一の重き從ふ

第一百二條 一罪前發し已に判決を経て餘罪の後發し其輕く若しくの等しき者の之を論せず其重き者の更之を論し前發の刑を以て後發の刑は通算す但前發の刑罰金科料は該り已に納完したる者の第二十七條の例は照し折算して後發の刑期は通算す

若し前發の罪を判決する時未だ發せざる罪再犯の罪と俱發したる者の其再犯と比較し一つの重き從ひ前發の刑を通算せず

第一百三條 數罪俱發し一つの重き從ふ時と雖も其沒收及び徴償の處分の各本法は從ふ

第九章 數人共犯

●刑法

● 刑法

第一節 正犯

第四百四條 二人以上現に罪を犯したる者の皆正犯と爲し各自其刑を科す

第四百五條 人を教唆して重罪輕罪を犯さしめたる者亦正犯と爲す

第四百六條 正犯の身分より別刑を加重す可き時他の正犯從犯及び教唆者に及ぼすとを得す

第四百七條 犯人の多數より刑を加重す可き時教唆者を算入して多數と爲すとを得す

第四百八條 車を指定して犯罪を教唆するに當り犯人教唆し乘し其指定したる以外の罪を犯し又其現行所の方法教唆者の指示したる所と殊なる時左の例に照して教唆者を處斷す

- 一 所犯教唆したる罪より重き時止た其指定したる罪に從て刑を科す
- 二 所犯教唆したる罪より輕き時現行所の罪に從て刑を科す

第二節 從犯

第四百九條 重罪輕罪を犯すことを知て器具を給與し又誘導指示し其他豫備の所爲を以て正犯を補助し犯罪を容易ならしめたる者の從犯と爲し正犯の別より一等を減す但正犯現行所の罪に從犯の知る所より重き時止た其知る所の罪に照し一等を減す

第四百十條 身分より刑を加重す可き者從犯と爲る時其重きより從て一等を減す

正犯の身分より刑を減免す可き時雖も從犯の刑に其輕きより從て減免するを得す

第九章 未遂犯罪

第四百十一條 罪を犯さんと謀り又其豫備を爲すと雖も未だ其事を行はざる者の本條別刑名を記載するに非され其刑を科せず

第四百十二條 罪を犯さんとして已に其事を行ふと雖も犯人意外の障碍若くは外銷より未だ遂げざる時已に遂げたる者の刑より一等又は二等を減す

第四百十三條 重罪を犯さんとして未だ遂げざる者の前條の例に照して處斷す
輕罪を犯さんとして未だ遂げたる者の本條別刑に記載するに非され前條の例に照して處斷するを得す

違背罪を犯さんとして未だ遂げざる者の其罪を論せず

第十章 親屬例

第四百十四條 此刑法に於て親屬と稱するに左に記載したる者を云ふ
一 祖父母父母夫妻
二 子孫及び其配偶者

● 刑法

三兄弟姉妹及び其配偶者

四兄弟姉妹の子及び其配偶者

五父母の兄弟姉妹及び其配偶者

六父母兄弟姉妹の子

七配偶者の祖父母

八配偶者の兄弟姉妹及び其配偶者

九配偶者の兄弟姉妹の子

十配偶者の父母の兄弟姉妹

第百十五條 祖父母と稱するハ高曾祖父母外祖父母同シ父母と稱するハ繼父母嫡母同シ子孫と稱するハ庶子曾玄孫外孫同シ兄弟姉妹と稱するハ異父異母の兄弟姉妹同シ

養子其養家ニ於ル親屬の例ハ實子ニ同シ

第二編 公益ニ關スル重罪輕罪

第一章 皇室ニ對スル罪

第百十六條 天皇二后皇太子ニ對シ危害を加ヘ又ハ加ヘんとシタル者ハ死刑ニ處ス

第百十七條 天皇三后皇太子ニ對シ不敬の所爲ある者ハ三月以上五年以下の重禁錮ニ處シ

二十圓以上二百圓以下の罰金を附加ス

皇陵ニ對シ不敬の所爲ある者亦同シ

第百十八條 皇族ニ對シ危害を加ヘタル者ハ死刑に處ス其危害を加ヘんとシタル者ハ無期徒刑ニ處ス

第百十九條 皇族ニ對シ不敬の所爲ある者ハ二月以上四年以下の重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下の罰金を附加ス

第百二十條 此章ニ記載シタル罪を犯シ輕罪ニ刑ニ處スる者ハ六月以上二年以下の監視ニ付ス

第二章 國事ニ關スル罪

第一節 内亂ニ關スル罪

第百二十一條 政府を顛覆シ又ハ邦土を僭竊其他朝憲を紊亂することを目的と爲シ内亂を起シタル者ハ左の區別ニ從テ處斷ス

一 首魁及ヒ教唆者ハ死刑ニ處ス

二 羣衆の指揮を爲シ其他樞要の職務を爲シタル者ハ無期流刑ニ處シ其情輕キ者ハ有期流刑ニ處ス

三 兵器金穀を資給し又ハ諸般の職務を爲したる者の重禁獄ニ處シ其情輕き者の輕禁獄ニ處ス

四 教唆ニ乗じて附和隨行し又ハ指揮を受けて雜役ニ供したる者の二年以上五年以下の輕禁錮ニ處ス

第二百二十二條 内亂を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を劫掠したる者の已ニ内亂を起したる者の刑ニ同シ

第二百二十三條 政府を變亂するの目的を以て人を謀殺したる者の兵を擧るニ至らすと雖も内亂と同ク論シ其教唆者及ハ下手者を死刑ニ處ス

第二百二十四條 前三條の罪ハ未遂犯罪の時ニ於て乃チ本刑を科ス

第二百二十五條 兵隊を招募し又ハ兵器金穀を準備シ其他内亂の豫備を爲たる者の第二百二十一條の例ニ照シ各一等を減ス内亂の陰謀を爲シ未タ豫備ニ至らざる者の各二等を減ス

第二百二十六條 内亂の豫備又ハ陰謀を爲すと雖も未タ其事を行ハざる前ニ於て官ニ自首シたる者の本刑を免シ六月以上三年以下の監視ニ付ス

第二百二十七條 内亂の情を知て犯人ニ集會所を給與したる者の二年以上五年以下の輕禁錮ニ處ス

第二百二十八條 内亂ニ乘じて人の身體財産ニ對シ内亂の目的ニ關セざる重罪輕罪を犯したる者の通常の刑ニ照シ重きニ從て處斷ス

第二節 外患ニ關する罪

第二百二十九條 外國ニ與して本國ニ抗敵シ又ハ外國ト交戰中同盟國ニ抗敵シ其他本國ニ背叛して敵兵ニ附屬したる者の死刑ニ處ス

第二百三十條 交戰中敵兵を誘導して本國管内ニ入らしめ若クハ本國及ハ同盟國の都府城塞又ハ兵器彈藥船舶其他軍事ニ關する土地家屋物件を敵國ニ交付したる者の死刑ニ處ス

第二百三十一條 本國及ハ同盟國の軍情機密を敵國ニ漏泄シ若クハ兵隊屯集の要地又ハ道路の險夷を敵國ニ通知したる者の無期流刑ニ處ス

敵國の間諜を誘導して本國管内ニ入らしめ若クハ之を藏匿したる者亦同シ

第二百三十二條 陸海軍より委任を受け物品を供給シ及ハ工作を爲す者交戰の際敵國ニ通謀シ又ハ其賂遺を收受して命令ニ違背シ軍備の缺乏を致したる時ハ有期流刑ニ處ス

第二百三十三條 外國ニ對シ私ニ戰端を開きたる者の有期流刑ニ處ス其豫備ニ止る者の一等又ハ二等を減ス

第二百三十四條 外國交戰の際本國ニ於て局外中立を布告したる時其布告ニ違背したる者

の六月以上三年以下の軽禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百三十五條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第三章 靜謐を害する罪

第一節 兇徒聚集の罪

第三百三十六條 兇徒多衆を嘯聚し暴動を謀り官吏を説諭を受くると雖も仍ほ解散せざる者皆魁及び教唆者の三月以上三年以下の重禁錮に處す附和隨行したる者の二圓以上五圓以下の罰金に處す

第三百三十七條 兇徒多衆を嘯聚して官廳に喧鬧し官吏に強迫し又ハ村市を騷擾し其他暴動を爲しかる者首魁及び教唆者の重懲役に處す其嘯聚に應じ煽動して勢を助たる者の輕懲役に處し其情輕き者の一等を減す附和隨行したる者の二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第三百三十八條 暴動の際人を殺死し若くハ家屋船舶倉庫等を燒燬したる時の現し手を下し及ハ火を放者を死刑に處す首魁取ハ教唆者情を知て制せざる者亦同し

第二節 官吏の職務を行ふを妨害する罪

第三百二十九條 官吏其職務を以て法律規則を執行し又ハ行政司法官署の命令を執行するに當り暴行脅迫を以て其官吏に抗拒したる者の四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

暴行脅迫を以て其官吏の爲す可からざる事件を行はしめたる者亦同し

第三百四十條 前條の罪を犯し因て官吏を歐傷したる者の歐打創傷の各本條に照し一等を加へ重きに從て處斷す

第三百四十一條 官吏の職務に對し其目前に於て形容若くハ言語を以て侮辱したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

其目前に非すと雖も刊行の文書圖畫又ハ公然の演説を以て侮辱したる者亦同し

第三百四十二條 已決の囚徒逃走したる者の一月以上六月以下の重禁錮に處す

●刑法

第四百十四條 未決の囚徒入監中逃走したる者の第四百二十二條の例に照し但原犯の罪を判決する時よ於て數罪俱發の例に照して處斷す

第四百十五條 囚徒三人以上通謀して逃走したる時の第四百二十二條の例に照して各一等を加ふ

第四百十六條 囚徒を逃走せしむる爲め兇器其他の器具を給與し又ハ逃走の方法を指示したる者の三月以上三年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す囚徒の逃走を致したる時の一等を加ふ

第四百十七條 囚徒を劫奪し又ハ暴行脅迫を以て囚徒の逃走を助けたる者の一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時の輕懲役に處す

第四百十八條 囚徒を看守し又ハ護送する者囚徒を逃走せしめたる時の亦前條の例に同じ

第四百十九條 前數條に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂けたる者の未遂罪の例に照して處斷す

第四百十條 看守又ハ護送者其懈怠に因り囚徒の逃走を覺らざる時の二圓以上二十圓以下の罰金を處す

若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時の三圓以上三十圓以下の罰金を處す

第四百十一條 犯罪人又ハ逃走の囚徒及び監視に付せられたる者なることを知て之を藏匿し若くハ隠避せしめたる者の十一日以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時の一等を加ふ

第四百十二條 他人の罪を免かれしめんとを圖り其罪證と爲る可き物件を隠蔽したる者の十一日以上六月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百十三條 前二條の罪を犯したる者犯人の親屬に係る時の其罪を論せず

第四百十四條 附加刑の執行を遁るる罪

第四百十五條 公權を剝奪せられ又ハ公權を停止せられたる者私に其權を行ひたる時の一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百十六條 監視に付せられたる者其規則に違背したる時の十五日以上六月以下の重禁錮に處す

第四百十七條 前二條の罪に其刑期限内再犯したる時よ非されハ再犯を以て論ずることを得ず

第五節 私^{ひそか}に軍用の銃^{じゆう}砲^{ぱう}彈^{だん}藥^{やく}を製造^{せいぞう}し及び所有^{しゆりやう}する罪

第五百十七條 官命^{くわんめい}を受けず又^{また}官許^{くわんきょ}を得ずして陸海軍^{りくかいぐん}の用^{もち}に供^{きやう}する銃^{じゆう}砲^{ぱう}彈^{だん}藥^{やく}其他^た破裂^{はれつ}質^{しつ}の物品^{ぶつひん}を製造^{せいぞう}したる者^{もの}の二月^{にがつ}以上^{いじやう}二年^{にねん}以下の重禁錮^{じゆうきんこ}に處^おし二十圓^{にじゅうげん}以上^{いじやう}二百圓^{にひゃくげん}以下の罰金^{ばつぎん}を附加^{ふけつ}す其之^{そのもの}を輸入^{ゆにやう}したる者^{もの}亦^{また}同^{どう}し

前項^{ぜんこう}の物品^{ぶつひん}を私^{ひそか}に販賣^{はんばい}したる者^{もの}の一月^{いちがつ}以上^{いじやう}一年^{いちねん}以下の重禁錮^{じゆうきんこ}に處^おし十圓^{じゅうげん}以上^{いじやう}百圓^{ひゃくげん}以下の罰金^{ばつぎん}を附加^{ふけつ}す

第五百十八條 前條^{ぜんじょう}の罪^{つみ}を犯^かすと雖^{しよ}も職工^{しやくこう}又^{また}雇人^{やとひなん}にして止^たた正犯^{せいはん}の使令^{しれい}に供^{きやう}したる者^{もの}の各本刑^{おのづか}に照^あらし二等^{にとう}を減^くす

第五百十九條 前二條^{ぜんにじょう}の罪^{つみ}を犯^かさんとして未^なた遂^とげざる者^{もの}の未遂^{みすい}犯罪^{はんざい}の例^{れい}に照^あらして處罰^{ちふつ}す

第六十條 第五百十七條^{ごひゃくじゅうしちじょう}に記載^{きざい}したる物品^{ぶつひん}を私^{ひそか}に所有^{しゆりやう}したる者^{もの}の二圓^{にげん}以上^{いじやう}二十圓^{にじゅうげん}以下の罰金^{ばつぎん}に處^おす

第六十一條 第五百十七條^{ごひゃくじゅうしちじょう}に記載^{きざい}したる物品^{ぶつひん}の製造^{せいぞう}に供^{きやう}したる器械^{きかい}にして單^{たん}に其用^{そのもち}に供^{きやう}す可^べき者^{もの}の何人^{なんにん}の所有^{しゆりやう}を問^とはず之^{そのもの}を沒收^{ぼつしゆ}す

第六節 往來通信^{わうらいつうしん}を妨害^{ぼうがい}する罪

第六十二條 道路橋梁^{だうろけりやう}河溝^{かこう}港埠^{かうふ}を損壞^{そんくわい}して往來^{わうらい}を妨害^{ぼうがい}したる者^{もの}の二月^{にがつ}以上^{いじやう}二年^{にねん}以下の重

禁錮^{きんこ}に處^おし二圓^{にげん}以上^{いじやう}二十圓^{にじゅうげん}以下の罰金^{ばつぎん}を附加^{ふけつ}す

第六十三條 偽計^{ぎけい}又^{また}威力^{いりよく}を以^{もつ}て郵便^{ゆうびん}を妨害^{ぼうがい}し若^もく^も之^{そのもの}を阻止^{そご}したる者^{もの}の亦^{また}前條^{ぜんじょう}に同^{どう}し

第六十四條 電信^{でんしん}の器械^{きかい}柱木^{ちゆうぼく}を損壞^{そんくわい}し又^{また}一條線^{いちじせん}を切斷^{せつだん}して電氣^{でんき}を不通^{ふつう}に致^{いた}したる者^{もの}の三

月^{げつ}以上^{いじやう}三年^{さんねん}以下の重禁錮^{じゆうきんこ}に處^おし五圓^{ごげん}以上^{いじやう}五十圓^{ごじゅうげん}以下の罰金^{ばつぎん}を附加^{ふけつ}す

若^もし器械^{きかい}柱木^{ちゆうぼく}條線^{じょうせん}を損壞^{そんくわい}して電信^{でんしん}の妨害^{ぼうがい}を爲^なすと雖^{しよ}も不通^{ふつう}に至^{いた}らざるときは一等^{いちとう}を減^くす

第六十五條 瀛車^{きしや}の往來^{わうらい}を妨害^{ぼうがい}する爲^{ため}に鐵道^{てつどう}及^{および}其標識^{ひょうしき}を損壞^{そんくわい}し其他^た危險^{きけん}なる障礙^{しやうがい}を爲^なしたる者^{もの}の重懲役^{じゆうちやうやく}に處^おす

第六十六條 船舶^{せんぱく}の往來^{わうらい}を妨害^{ぼうがい}する爲^{ため}に燈臺^{とうだい}浮標^{うへう}其他^た航海^{かうかい}の安寧^{あんねい}を保護^{ほご}する標識^{ひょうしき}を損壞^{そんくわい}し又^{また}詐偽^{さぎ}の標識^{ひょうしき}を點示^{てんじ}したる者^{もの}の亦^{また}前條^{ぜんじょう}に同^{どう}し

第六十七條 前數條^{ぜんすじょう}に記載^{きざい}したる罪^{つみ}其事務^{きじむ}に關^{かん}する官吏^{くわんじ}及^{および}雇人^{やとひなん}職工^{しやくこう}自ら犯^かしたる時^{とき}の各本刑^{おのづか}に照^あらし一等^{いちとう}を加^くふ

第六十八條 第六十二條^{ごひゃくにじじょう}の罪^{つみ}を犯^かし因^よて人^{ひと}を殺傷^{ころしやう}したる者^{もの}の歐打^{おうだ}創傷^{そうじやう}の各本條^{おのづか}に照^あらし重^{おも}きよ從^{したが}て處罰^{ちふつ}す

第六十九條 第六十五條^{ごひゃくごじゅうごじょう}第六十六條^{ごひゃくじゅうろくじょう}の罪^{つみ}を犯^かし因^よて瀛車^{きしや}を顛覆^{てんぷく}し又^{また}船舶^{せんぱく}を覆沒^{ふくぼつ}したる時^{とき}の無期^{むき}徒刑^{とんじやう}に處^おす人^{ひと}を死^しに致^{いた}したる時^{とき}の死刑^{しやうじやう}に處^おす

● 刑法

三十六

第七十條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者の未遂犯罪の例も照して處斷す

第七節 人の住所を侵す罪

第七十一條 晝間故なく人の住居したる邸宅又人の看守したる建造物入りたる者の十一日以上六月以下の重禁錮處す

若し左に記載したる所爲ある時、一等を加ふ

一 門戸牆壁を踰越損壞し又鎖鑰を開きて入りたる時

二 兇器其他犯罪の用具供す可き物品を携帯して入りたる時

三 暴行を爲したる時

四 二人以上入りたる時

七十二條 夜間故なく人の住居したる邸宅又人の看守したる建造物入りたる者の一月以上一年以下の重禁錮處す

若前條に記載したる加重す可き所爲ある時、一等を加ふ

七十三條 故なく皇居禁苑離宮行在所及び皇陵内入りたる者の前條の例も照し各一等を加ふ

第八節 官の封印を破棄する罪

七十四條 官署の處分は因り特別に家屋倉庫其他の物件は施したる封印を破棄したる

者、二月以上二年以下の重禁錮處す

若し看守者自ら犯したる時、一等を加ふ

七十五條 官の封印を破棄して其物件を盜取し又毀壞したる者の盜罪及び毀壞の各

本條も照し重き處に從て處斷す

七十六條 監守者其懈怠に因り封印を破棄し又其物件を盜取毀壞する犯人あることを覺らざる時、二圓以上二十圓以下の罰金處す

第九節 公務を行ふを拒む罪

七十七條 陸海軍の將校たる者出兵を要求する權ある官署より其要求を受け故なくして之を肯せざる時、二月以上二年以下の輕禁錮處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

七十八條 陸海軍の徴兵編入せらる可き者身體を毀傷して疾病を作為し其他詐偽の所爲を以て免役を圖りたる者の一月以上一年以下の重禁錮處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

● 刑法

三十七

若し他人に囑託し其氏名を詐稱し代て徵募し應せしめたる者亦同じ其囑託を受けて徵募し應じたる者の第二百三十一條の例に照して處斷す

第七十九條 醫師、牙學家其他職業に因り官署より解剖分析又ハ鑑定を命せられたる者故なくして肯せざる者の四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第八十條 裁判所より證人として證據を陳述することを命せられたる者故なくして之を肯せざる者の亦前條と同じ

第八十一條 傳染病流行の際又ハ傳染病の疑ある船舶入港するに當り醫師其病患を檢査し又ハ消滅の方法を陳述することを命せられたる者故なくして之を肯せざる者の五圓以上五十圓以下の罰金に處す

獸類傳染病流行の際獸醫此條の罪を犯したる時の一等を減す

第四章 信用を害する罪

第一節 貨幣を偽造する罪

第八十二條 内國通用の金銀貨及ハ紙幣を偽造して行使したる者の無期徒刑に處す
若し變造して行使したる者の輕懲役に處す

第八十三條 内國に於て通用する外國の金銀貨を偽造して行使したる者の有期徒刑に處す

す

若し變造して行使したる者の二年以上五年以下の重禁錮に處す

第八十四條 官許を得て發行する銀行の紙幣を偽造し若くハ變造して行使したる者の内外國の區別に從ひ前二條の例に照して處斷す

第八十五條 内國通用の銅貨を偽造して行使したる者の輕懲役に處す

若し變造して行使したる者の一年以上三年以下の重禁錮に處す

第八十六條 前數條に記載したる貨幣の偽造變造已に成て未だ行使せざる者の各本條に照し一等を減し其未だ成らざる者の二等を減す

若し偽造の器械を豫備して未だ着手せざる者の各三等を減す

第八十七條 貨幣を偽造變造するの情を知て雇を受けたる職工の前數條に記載したる犯人の受く可き刑に照し各一等を減す

若し職工の補助を爲して雜役に供したる者の職工の刑に照し各一等又ハ二等を減す

第八十八條 貨幣を偽造變造するの情を知て房屋を給與したる者の偽造變造の各本刑に照し二等を減す

第八十九條 偽造變造の貨幣を内國に輸入したる者の偽造變造の刑に同じ

第九十條 偽造變造の情を知て其貨幣を取受し之を行使したる者の偽造變造して行使したる者の刑は照し各二等を減す

其未だ行使せざる者の各三等を減す

第九十一條 前數條に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視を付す

第九十二條 貨幣を偽造變造し及び輸入取受したる者未だ行使せざる前は於て官は自首したる時の本刑を免し六月以上三年以下の監視を付す

若し職工雜役及び房屋を給與したる者未だ行使せざる前は於て自首したる時の本刑を免す

第九十三條 貨幣を取受するの後に於て偽造又の變造なることを知り之を行使したる者の其價額二倍の罰金に處す但其罰金の二圓以下は降すとを得す

第二節 官印を偽造する罪

第九十四條 御璽國璽を偽造し又の其偽璽を使用したる者の無期徒刑に處す

第九十五條 各官署の印を偽造し又の其偽印を使用したる者の重懲役に處す

第九十六條 產物商品等を押用する官の記號印章を偽造し又の其偽印を使用したる者の

輕懲役に處す

書籍什物等を押用する官の記號印章を偽造し又の其偽印を使用したる者の一年以上三年

以下の重禁錮に處す

第九十七條 御璽國璽官印記號印章の影蹟を捺用したる者の前數條に記載したる偽造の

刑は照し各一等を減す

若し監守者自ら犯したる時の偽造の刑は同じ

第九十八條 官より發行する各種の印紙界紙及び郵便切手を偽造變造し又の其情を知て

之を使用したる者の一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十九條 已に貼用したる各種の印紙及び郵便切手を再び貼用したる者の二圓以上二

十圓以下の罰金に處す

第二百條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者の未遂犯罪の例は照して

處斷す

第二百一節 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視を

付す

● 刑法

第三節 官の文書を偽造する罪

第二百二條 詔書を偽造し又の増減變換したる者の無期徒刑に處す
其詔書を毀棄したる者亦同じ

第二百三條 官の文書を偽造し又の増減變換して行使したる者の輕懲役に處す

其官の文書を毀棄したる者亦同じ

第二百四條 公債證書地券其他官吏の公證したる文書を偽造し又の増減變換して行使したる者の無懲役に處す

若し無記名の公債證書に係る時の一等を加ふ

第二百五條 官吏其管掌に係る文書を偽造し又の増減變換して行使したる者の前二條の例に照し各一等を加ふ其文書を毀棄したる者亦同じ

第二百六條 官の文書を偽造するに因り官印を偽造し又の盗用したる者の偽造官印の各本條に照し重に從て處斷す

第二百七條 此節に記載したる罪を犯し減輕に因て輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第四節 私印私書を偽造する罪

第二百八條 他人の私印を偽造して使用したる者の六月以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す若し他人の印影を盗用したる者の一等を減す

第二百九條 爲替手形其他裏書を以て賣買すべき證書若くは金額と交換す可き約定手形を偽造し又の増減變換して行使したる者の輕懲役に處す

其手形證書に詐偽の裏書を爲して行使したる者亦同じ

第二百十條 賣買貸借贈遺交換其他權利義務に關する證書を偽造し又の増減變換して行使したる者の四月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す其餘の私書を偽造し又の増減變換して行使したる者一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百十一條 此節に記載したる輕罪を犯さんとし未だ遂げざる者の未遂犯罪の例に照して處斷す

第二百十二條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第五節 免狀鑑札及び疾病證書を偽造する罪

第二百十三條 官の免狀又の鑑札を偽造して行使したる者の一月以上一年以下の重禁錮に

處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す但官印を偽造し又盜用したる時の偽造官印の各本條も照して處斷す

第二百十四條 屬籍身分氏名を詐稱し其他詐偽の所爲を以て免狀鑑札を受けたる者の十五日以上六月以下の重禁錮處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
官吏情を知て其免狀鑑札を下附したる者の一等を加ふ

第二百十五條 公務を免かる可き爲め醫師の氏名を用ひ疾病證書を偽造して行使したる者の自己の爲め又他人の爲めとするを分たす一月以上一年以下の重禁錮處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す
醫師囑託を受けて其詐偽の證書を造りたる者の一等を加ふ

第二百十六條 陸海軍の徴兵を免かる可き爲め疾病の證書を偽造して行使したる者及び囑託を受けて其詐偽の證書を造りたる醫師の前條の例も照し各一等を加ふ

第二百十七條 免狀鑑札及び疾病の證書を増減變換して行使したる者の亦偽造の刑も同じ

第六節 偽證の罪

第二百十八條 刑事に關する證人として裁判所へ呼出されたる者被告人を曲庇する爲め事實を掩蔽して偽證を爲したる時の左の例も照して處斷す

一 重罪を曲庇する爲め偽證したる者の二月以上二年以下の重禁錮處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪を曲庇する爲め偽證したる者の一月以上一年以下の重禁錮處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百十九條 偽證の爲め被告人正當の刑を免かれたる時の偽證者の刑前條の例も照し各一等を加ふ

第二百二十條 被告人を陷害する爲め偽證を爲したる者の左の刑も照して處斷す

一 重罪を陥らしむる爲め偽證したる者の二年以上五年以下の重禁錮處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

二 輕罪を陥らしむる爲め偽證したる者の六月以上二年以下の重禁錮處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第二百二十一條 偽證の爲め被告人刑を處せられたる後於て偽證の罪發覺したる時の偽

證者を其刑に反坐す若し反坐の刑前條に記載したる偽證の刑より輕き時の前條の例に照して處斷す

其刑期限内に於て偽證の罪發覺したる時の現に經過したる日數に照して反坐の刑期を減するとを得但減して前條偽證の刑より降すとを得す

第二百二十二條 偽證の爲め被告人死刑に處せられたる時の反坐の刑一等を減す其未だ刑を執行せざる前より於て發覺したる時の二等を減す

若し被告人を死に陥るゝの目的を以て偽證を爲したる時の死刑に反坐す其未だ刑を執行せざる前より於て發覺したる時の一等を減す

第二百二十三條 民事商事及び行政裁判に關して偽證を爲したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百二十四條 鑑定及び通事の爲め裁判所より呼出されたる者詐偽の陳述を爲したる時の前數條に記載したる偽證の例に照して處斷す

第二百二十五條 賄賂其他の方法を以て人を囑託して偽證及び詐偽の鑑定通事を爲しめたる者の亦偽證の例に同じ

第二百二十六條 此節に記載したる罪を犯したる者其事件の裁判宣告に至らざる前より於て自首したる時の本刑を免す

第七節 度量衡を偽造する罪

第二百二十七條 度量衡を偽造し又の變造して販賣したる者の二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す但官の記號印章を偽造し又の盗用したる時の偽造官印の各本條に照し重きに従て處斷す

第二百二十八條 偽造變造の情を知て其度量衡を販賣したる者の前條の刑に一等を減す

第二百二十九條 商賈農工定期を増減したる度量衡を所有したる者の一月以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

若其度量衡を使用して利を得たる者の詐欺取財を以て論す

第二百三十條 人の囑託を受けて度量衡を偽造し又の變造したる者の其囑託したる犯人の刑に照し各一等を減す

第八節 身分を詐稱する罪

第二百三十一條 官署に對し文書及び言語を以て其屬籍身分氏名年齢職業を詐稱したる者の二圓以上二十圓以下の罰金を處す

第二百三十二條 官職位階を詐稱し又の官の服飾徽章若くは内外國の勳章を借用したる者

ハ十五日以上二月以下の輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第九節 公選の投票を偽造する罪

第二百三十三條 公選の投票を偽造シ又ハ其數を増減したる者ハ一月以上一年以下の輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百三十四條 賄賂を以て投票を爲さしめ又ハ賄賂を受けて投票を爲したる者ハ二月以上二年以下の輕禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百三十五條 投票を檢査シ及ハ其數を計算する者其投票を偽造シ又ハ増減したる時ハ六月以上三年以下の輕禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第二百三十六條 調書を造リ投票の結局を報告する者其數を増減シ其他詐偽の所爲ある時ハ一年以上五年以下の輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第五章 健康を害する罪

第一節 阿片烟ニ關する罪

第二百三十七條 阿片烟を輸入シ及ハ製造シ又ハ之を販賣したる者ハ有期徒刑ニ處す

第二百三十八條 阿片烟を吸食するの器具を輸入シ及ハ製造シ又ハ之を販賣したる者ハ輕懲役ニ處す

第二百三十九條 税關官吏情を知テ阿片烟及ハ其器具を輸入せしめたる者ハ前二條の刑ニ照シ各二等を加ふ

第二百四十條 阿片烟を吸食する爲メ房屋を給與して利を圖る者ハ輕懲役ニ處す

第二百四十一條 阿片烟を吸食したる者ハ二年以上三年以下の重禁錮ニ處す

第二百四十二條 阿片烟及ハ吸食の器具を所有シ又ハ受寄したる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處す

第二節 飲料の淨水を汚穢する罪

第二百四十三條 人の飲料ニ供する淨水を汚穢シ因テ之を用ふる事能ハざるニ至らしめたる者ハ十一日以上一月以下の重禁錮ニ處シ二圓以上五圓以下の罰金を附加す

第二百四十四條 人の健康を害す可き物品を用ひテ水質を變シ又ハ腐敗せしめたる者ハ一月以上一年以下の重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百四十五條 前條の罪を犯シ因テ人を疾病又ハ死ニ致したる者ハ毆打創傷の各本條ニ照シ重きニ從テ處斷す

第三節 傳染病豫防規則ニ關する罪

第二百四十六條 傳染病豫防の爲め設けたる規則に違背して入港の船舶より上陸し又ハ物品を陸地ニ運搬したる者の一月以上一年以下の輕禁錮ニ處し又ハ二十圓以上二百圓以下の罰金ニ處す

第二百四十七條 船長自ら前條の罪を犯し又ハ人の犯すことを知て制せざる者の前條の刑ニ一等を加ふ

第二百四十八條 傳染病流行の際豫防規則に違背して流行地方より他處ニ出たる者の十五日以上六月以下の輕禁錮ニ處し又ハ十圓以上百圓以下の罰金ニ處す

第二百四十九條 獸類の傳染病流行の際豫防規則に違背して獸類を他處ニ出したる者の十日以上二月以下の輕禁錮ニ處し又ハ五圓以上五十圓以下の罰金ニ處す

第四節 危害品及ヒ健康を害す可き物品製造の規則ニ關する罪

第二百五十條 官許を得ずして危害を生ず可き物品の製造所を創設したる者の二十圓以上二百圓以下の罰金ニ處す若シ健康を害す可き物品の製造所を創設したる者の十圓以上百圓以下の罰金ニ處す

第二百五十一條 官許を得て前條ニ記載したる製造所を創設すと雖モ危害を豫防シ健康を保護する規則ニ違背したる者の前條の例ニ照シ各々一等を減す

第二百五十二條 前二條の罪を犯シ因テ人を疾病死傷ニ致したる時の過失殺傷の各本條ニ照シ重きニ從テ處斷す

第五節 健康を害す可き飲食物及ヒ藥劑を販賣する罪

第二百五十三條 人の康健を害す可き物品を飲食物ニ混和して販賣したる者の三圓以上三十圓以下の罰金ニ處す

第二百五十四條 規則に違背して毒藥劇藥を販賣したる者の十圓以上百圓以下の罰金ニ處す

第二百五十五條 前二條の罪を犯シ因テ人を疾病又ハ死ニ致したる者の過失殺傷の各本條ニ照シ重きニ從テ處斷す

第六節 私ニ醫業を爲す罪

第二百五十六條 官許を得ずして醫業を爲したる者の十圓以上百圓以下の罰金ニ處す

第二百五十七條 前條の犯人治療の方法を誤リ因テ人を死傷ニ致したる時の過失殺傷の各本條ニ照シ重きニ從テ處斷す

第七節 風俗を害する罪

第二百五十八條 公然猥褻の所行を爲したる者の三圓以上三十圓以下の罰金ニ處す

第二百五十九條 風俗を害する冊子圖書其他猥褻の物品を公然陳列し又ハ販賣したる者の

四圓以上四十圓以下の罰金を處す

第二百六十條 賭場を開帳して利を圖り又ハ博徒を招結したる者の三月以上一年以下の重

禁錮を處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百六十一條 財物を賭して現ハ博奕を爲したる者の一月以上六月以下の重禁錮に處し

五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其情を知て房屋を給與したる者亦た同じ但飲食物を賭する者の此限ハ非らず

賭博の器具財物其現場ニ在る者の之を沒收す

第二百六十二條 財物を醜集し富籤を以て利益を僥倖するの業を興行したる者の一月以上

六年以下の重禁錮を處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十三條 神佛像堂墓所其他禮拜所ニ對し公然不敬の所爲ある者の二圓以上二十圓

以下の罰金を處す

若し説教又ハ禮拜を妨害したる者の四圓以上四十圓以下の罰金を處す

第七章 死屍を毀棄し及ハ墳墓を發掘する罪

第二百六十四條 埋葬す可き死屍を毀棄したる者の一月以上一年以下の重禁錮を處し二圓

以上廿圓以下の罰金を附加す

第二百六十五條 墳墓を發掘して棺槨又ハ死屍を見つけたる者の二月以上二年以下の重禁

錮を處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

因て死屍を毀棄したる者の三月以上三年以下の重禁錮を處し五圓以上五十圓以下の罰金

を附加す

第二百六十六條 此章ニ記載したる罪を犯さんとて未だ遂げざる者未遂犯罪の例ニ照し

て處斷す

第八章 商業及ハ農工の業を妨害する罪

第二百六十七條 偽計又ハ威力を以て毀損其他衆人の需用ニ缺く可からざる食用物の賣買

を妨害したる者二月以上六月以下の重禁錮を處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

前項ニ記載したる以外の物品の賣買を妨害したる者の一等を減す

第二百六十八條 偽計又ハ威力を以て糶賣又ハ入札を妨害したる者の十五日以上三月以下

の重禁錮を處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十九條 偽計又ハ威力を以て農工の業を妨害したる者の亦前條ニ同じ

第二百七十條 農工の雇人其雇賃を増さしめ又ハ農工業の景況を變せしむる爲め雇主及ハ

他の雇人よ對し偽計威力を以て妨害を爲したる者の一月以上六月以下の重禁錮處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百七十一條 雇主其雇賃を減し又ハ農工業の景況を變ずる爲め雇人及ハ他の雇主よ對し偽計威力を以て妨害を爲したる者の亦前條同し

第二百七十二條 雇僞の風説を流布して穀類其他衆人需用物品の價直を昂低せしめたる者の十圓以上百圓以下の罰金處す

第九章 官吏瀆職の罪

第一節 官吏公益を害する罪

第二百七十三條 官吏其管掌に係る法律規則を公布施行せず又ハ他の官吏公布施行を妨害したる者の二月以上六月以下の輕禁錮處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百七十四條 兵隊を要求し及ハ之を使用する權ある官吏地方の騷擾其他兵權を以て鎮撫す可き時當り其處分を爲さざる者の三月以上三年以下の輕禁錮處し二十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百七十五條 官吏規則違背して商業を爲したる者の二十圓以上五百圓以下の罰金處す

第二節 官吏人民よ對する罪

第二百七十六條 官吏擅ハ威權を用ひ人をして其權利なき事を行しめ又ハ其爲可き權利を妨害したる者の十一日以上二月以下の輕禁錮處し二圓以上廿圓以下の罰金を附加す

第二百七十七條 人の身財財產を妨害するの犯人ある當り豫審判事檢事警察官吏其報告を受けて速ハ保護の處分を爲さざる者の十五日以上三月以下の輕禁錮處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十八條 逮捕官吏法律定めたる定式規則を遵守せずして人を逮捕し又ハ不正よ人を監禁したる者の十五日以上三月以下の重禁錮處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但監禁日數十日を過ぐる毎ハ一等を加ふ

第二百七十九條 司獄官吏程式規則を遵守せずして囚人を監禁し若クハ囚人を出獄せしむ可き時よ至りて之を放免せざる者の亦前條の例同し

第二百八十條 前二條記載したる官吏又護送者囚人よ對し飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施たる者の三月以上三年以下の重禁錮處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す因て囚人を死傷致したる時ハ毆打創傷の各本條照し一等を加へ重さよ從て處罰す

第二百八十一條 水火震災の際官吏囚人の監禁を解とを怠り因て死傷致したる者の毆打創

傷の各本條に照し一等を加ふ

第二百八十二條 裁判官檢事及び警察官吏被告人に對し罪狀を陳述せしむる爲め暴行を加へ又ハ陵虐の所爲ある者の四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て被告人を死傷に致したる時の毆打創傷の各本條に照し一等を加へ重きは從て處斷す
第二百八十三條 裁判官檢事官故なくして刑事の訴を受理せず又ハ遷延して審理せざる者の十五日以上三月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
其民事の訴に係る者亦同し

第二百八十四條 官吏人の囑託を受け賄賂を收受し又ハ之を聽許したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
因て不正の處分を爲したる時の一等を加ふ

第二百八十五條 裁判官民事の裁判に關して賄賂を收受し又ハ之を聽許したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
因て不正の裁判を爲したる時の一等を加ふ

第二百八十六條 裁判官檢事警察官吏刑事の裁判に關して賄賂を收受し又ハ之を聽許した

る者の二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て被告人を曲庇したる者の三月以上三年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其被告人を陷害したる者の一年以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

若し枉斷したる所の刑此刑より重き時の第二百二十一條第二百二十二條の例に照して反坐す

第二百八十七條 裁判官檢事警察官吏賄賂を收受聽許せずと雖も情に徇かひ又ハ怨を挾み被告人を曲庇陷害したる者の亦前條に同じ

第二百八十八條 前數條に記載したる賄賂已に收受したる者の之を沒收し費用したる者の其價を追徴す

第三節 官吏財産に對する罪

第二百八十九條 官吏自ら監守する所の金穀物件を竊取したる者の輕懲役に處す

因て官の文書簿冊を増減變換し又ハ毀棄したる時の第二百五條の例に照して處斷す

第二百九十條 租稅其他諸般の入額を徵收する官吏正數外の金穀を徵收したる者の二月以

上四年以下の重禁錮に處じ五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百九十一條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監
視に付す

第三編 身體財産に對する重罪輕罪

第一章 身體に對する罪

第一節 謀殺故殺の罪

第二百九十二條 豫め謀て人を殺したる者の謀殺の罪と爲し死刑に處す

第二百九十三條 毒物を施用して人を殺したる者の謀殺を以て論じ死刑に處す

第二百九十四條 故意を以て人を殺したる者の故殺の罪と爲し無期徒刑に處す

第二百九十五條 支解折割其他慘刻の所爲を以て人を故殺したる者の死刑に處す

第二百九十六條 重罪輕罪を犯すに便利なる爲め又已に犯して其罪を免かるに爲め人を
故殺したる者の死刑に處す

第二百九十七條 人を殺すの意を出て詐稱誘導して危害に陥れ死に致したる者の故殺を以
て論じ其豫め謀る者の謀殺を以て論す

第二百九十八條 謀殺故殺を行ひ誤て他人を殺したる者の仍は謀殺を以て論す

第二節 毆打創傷の罪

第二百九十九條 人を毆打創傷し因て死に致したる者の重懲役に處す

第三百條 人を毆打創傷し其兩目を瞎し兩耳を聾し又兩肢を折り及び舌を斷ち陰陽を毀
敗し若くは知覺精神を喪失せしめ篤疾に致したる者の輕懲役に處す

其一目を瞎し一耳を聾し又一肢を折り其他身體を殘廢し癩疾に致したる者の二年以上
五年以下の重禁錮に處す

第三百一一條 人を毆打創傷し二十日以上十時間疾病に罹り又職業を營むに能はざるに至
らしめたる者の一年以上三年以下の重禁錮に處す

其疾病休業の時間二十日に至らざる者の一月以上一年以下の重禁錮に處す

疾病休業に至らずと雖も身體に創傷を成したる者の十一日以上一月以下の重禁錮に處す

第三百二條 豫め謀て人を毆打創傷し休業癩篤疾又死に致したる者の前數條に記載した
る刑に照し各一等を加ふ

第三百三條 重罪輕罪を犯すに便利なる爲め又已に犯して其罪を免るに爲人を毆打創傷
したる者の亦前條の例に同じ

第三百四條 毆打に因り誤て他人を創傷したる者の仍は毆打創傷の本刑を科す

第三百五條 二人以上共々人を毆打創傷したる者の現手を下し傷を成すの輕重は從て各自其刑を科す若し共毆して傷を成すの輕重を知ること能はざる時の其重傷の刑は照し一等を減す但教唆者の減等の限は在らず

第三百六條 二人以上共々人を毆打するに當り自ら人を傷せずと雖も幫助して傷を成さしめたる者の現傷を成したる者の刑は一等を減す

第三百七條 健康を害す可き物品を施用して人を疾苦せしめたる者の豫め謀て毆打創傷するの例は照して處斷す

第三百八條 人を殺すの意は非すと雖も詐稱誘導して危害に陥れ因て疾病死傷を致したる者の毆打創傷を以て論す

第三節 殺傷に關する宥恕及び不論罪

第三百九條 自己の身體は暴行を受くるに因り直ち怒を發し暴行人を殺傷したる者の其罪を宥恕す但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる者の此限は在らず

第三百十條 毆打して互に創傷し其手を下すの先後を知ると能はざる者の各其罪を宥恕することを得

第三百十一條 本夫其妻の姦通を覺知し姦所は於て直ち姦夫又姦婦を傷したる者の

其罪を宥恕す但本夫先姦通を縱容したる者の此限は在らず

第三百十二條 晝間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸牆壁を踰越損壞せんとする者を防止する爲め之を殺傷したる者の其罪を宥恕す

第三百十三條 前數條に記載したる宥恕可き罪の各本刑は照し二等又は三等を減す

第三百十四條 身體生命を正當に防衛し己むとを得ざるに於て暴行人を殺傷したる者の自己の爲めは他人の爲めとするを分たす其罪を論せず但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる者の此限は在らず

第三百十五條 左の諸件に於て己むとを得ざるに於て人を殺傷したる者の其罪を論せず
一 財産に對し放火其他暴行を爲る者を防止するに於て出たる時

二 盜犯を防止し又盜賊を取還するに於て出たる時
三 夜間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸牆壁を踰越損壞する者を防止するに於て出たる時

第三百十六條 身體財産を防衛するに於て雖も己むとを得ざるに非ずして害を暴行人に加へ又危害已去りたる後且於て勢に乗じ仍は害を暴行人に加へたる者の不論罪の限は在らず但し狀情に因り第三百十三條の例は照し其罪を宥恕することを得

第四節 過失殺傷の罪

第三百十七條 疎虞懈怠又は規則慣習を遵守せず過失を因て人を死に致したる者の二十圓以上二百圓以下の罰金を處す

第三百十八條 過失を因て人を創傷し癩篤疾を致したる者の十圓以上百圓以下の罰金を處す

第三百十九條 過失を因て人を創傷し疾病休業に至らしめたる者の二圓以上五十圓以下の罰金を處す

第五節 自殺を關する罪

第三百二十條 人を教唆して自殺せしめ又ハ囑託を受けて自殺人の爲に手を下したる者の六月以上三年以下の輕禁錮を處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す其他自殺の補助を爲したる者の一等を減す

第三百二十一條 自己の利を圖り人を教唆して自殺せしめたる者の重懲役を處す

第六節 擅入人を逮捕監禁する罪

第三百二十二條 擅入人を逮捕し又ハ私家を監禁したる者の十一日以上二月以下の重禁錮を處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但監禁日數十日を過ぐる毎に一等を加ふ

第三百二十三條 擅入人を監禁制縛して毆打拷責し又ハ飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者の二月以上二年以下の重禁錮を處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第三百二十四條 前條の罪を犯し因て人を疾病死傷を致したる者の毆打創傷の各本條を照し重きより從て處斷す

第三百二十五條 擅入人を監禁し水火震災の際其監禁を解くとを怠り因て死傷を致したる者の亦前條の例と同じ

第七節 脅迫の罪

第三百二十六條 人を殺さんと脅迫し又ハ人の住居したる家屋を放火せんと脅迫したる者の十一月以上六月以下の重禁錮を處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

毆打創傷其他暴行を加へんと脅迫し又ハ財産を放火し及び毀壞劫掠せんと脅迫したる者の十一月以上二月下の重禁錮を處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第三百二十七條 兇器を持って前條の罪を犯したる者の各一等を加ふ

第三百二十八條 親屬を害を加ふ可き事を以て脅迫を受けたる者の亦前條の例と同じ

第三百二十九條 此節に記載したる罪の脅迫を受けたる者又ハ其親屬の告訴を持って其罪を論ず

第八節 墮胎の罪

第三百三十條 懷胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したる者の一月以上六月以下の重禁錮に處す

第三百三十一條 藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者の亦前條と同じ因て婦女を死に致したる者の一年以上三年以下の重禁錮に處す

第三百三十二條 醫師糞便又は藥商前條の罪を犯したる者の各一等を加ふ

第三百三十三條 懷胎の婦女を威逼し又ハ誑騙して墮胎せしめたる者の一年以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十四條 懷胎の婦女なることを知り毆打其他の暴行を加へ因て墮胎に至らしめたる者の二年以上五年以下の重禁錮に處す其墮胎せしむるの意を出たる者の經懲役に處す

第三百三十五條 前二條の罪を犯し因て婦女を癩篤疾又ハ死に致したる者の毆打創傷の各本條に照し重きより從て處斷す

第九節 幼者又ハ老疾者を遺棄したる罪

第三百三十六條 六歳未満なる幼者を遺棄したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處す自ら生活すると能はざる老疾疾病者を遺棄したる者亦同じ

第三百三十七條 八歳未満なる幼者又ハ老疾者を墜り無人の地に遺棄したる者の四月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十八條 給料を得て人の寄託を受け保養す可き者前二條の罪を犯したる時の各一等を加ふ

第三百三十九條 幼者老疾者を遺棄し因て癩疾に致したる者の輕懲役に處し篤疾に致したる者の重懲役に處し死に致したる者の有期徒刑に處す

第三百四十條 自己の所有地又ハ看守す可き地内に遺棄せられたる幼者老疾者あることを知て之を扶助せず又ハ官署に申告せざる者の十五日以上六月以下の重禁錮に處す若し疾病に罹り昏倒する者あることを知て扶助せず又ハ申告せざる者亦同じ

第十節 幼者を畧取誘拐する罪

第三百四十一條 十二歳未満なる幼者を略取し又ハ誘拐して自ら藏匿し若くハ他人に交付したる者の一年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百四十二條 十二歳以上二十歳未満なる幼者を畧取して自ら藏匿し若くハ他人に交付したる者の一年以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其誘拐して自ら藏匿し若くハ他人に交付したる者の六月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上廿圓

以下の罰金を附加す

第三百四十三條 零取誘拐したる幼者なることを知て自己の家屬僕婢と爲し又其他の名稱を以て之を收受したる者の前二條の例に照し各一等を減す

第三百四十四條 前數條に記載したる罪に被害者又其親屬の告訴を待て其罪を論す但零取誘拐せられたる幼者式に從て婚姻を爲したる時の告訴の効なし

第三百四十五條 二十歳に滿する幼者を零取誘拐して外國人に交付したる者の輕懲役處す

第十一節 猥褻姦淫重婚の罪

第三百四十六條 十二歳に滿する男女に對し猥褻の所行を爲し又十二歳以上の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十七條 十二歳に滿する男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第三百四十八條 十二歳以上の婦女を強姦したる者の輕懲役處す
藥酒等を用ひ人を昏睡せしめ又其精神を錯亂せしめて姦淫したる者の強姦を以て論す

第三百四十九條 十二歳に滿する幼女を姦淫したる者の輕懲役處す若し強姦したる者の重懲役處す

第三百五十條 前數條に記載したる罪に被害者又其親屬の告訴を待て其罪を論す

第三百五十一條 前數條に記載したる罪を犯し因て人を死傷し致したる者の毆打創傷の各本條に照し重さより從つて處斷す但強姦に因て癩篤疾に致したる者の有期徒刑に處し死に致したる者の無期徒刑に處す

第三百五十二條 十六歳に滿する男女の淫行を勸誘して媒合したる者の一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百五十三條 有夫の婦姦通したる者の六月以上二年以下の重禁錮に處す其相姦する者亦同し

此條の罪に本夫の告訴を待て其罪を論す但本夫先姦通し縱容したる者の告訴の効なし

第三百五十四條 配偶者ある者重ねて婚姻を爲したる時の六月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第十二節 誣告及び誹毀の罪

第三百五十五條 不實の事を以て人を誣告したる者の第二百二十五條に記載したる偽證の

例も照して處斷す

第三百五十六條 誣告を爲すと雖も被告人の推問を始めざる前も於て誣告者自首したる時の本刑を免す

第三百五十七條 誣告も因て被告人刑も處せられたる時の第二百廿一條第二百廿二條も記載したる例も照して處斷す

第三百五十八條 惡事醜行を摘發して人を誹毀したる者の事實の有無を問はず左の例も照して處斷す

一公然の演説を以て人を誹毀したる者の十一日以上三月以下の重禁錮も處し三圓以上卅圓以下の罰金を附加す

二書類畫圖を公布し又の雜劇偶像を作為して人を誹毀したる者の十五日以上六月以下の重禁錮も處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第三百五十九條 死者を誹毀したる者の誣罔も出たるも非されの前條の例も照して處分するを得す

第三百六十條 醫師藥商穩婆又の代言人辯護人代書人若くは神官僧侶其身分職務も於て委託を受けたる事も因り知得る陰私を漏告したる者の誹毀を以て論じ十一日以上三月以下の重禁錮も處し三圓以上卅圓以下の罰金を附加す但裁判所の呼出を受けて事實を陳述する者の此限もあらず

第三百六十一條 此節も記載したる誹毀の罪の被害者又の死者の親屬の告訴を待て其罪を論す

第十三節 祖父母父母も對する罪
第三百六十二條 子孫其祖父母父母を謀殺故殺したる者の死刑も處す
其自殺も關する罪凡人の刑も照し二等を加ふ

第三百六十三條 子孫其祖父母父母も對し毆打創傷の罪其他監禁脅迫遺棄誣告誹毀の罪を犯したる者の各本條も記載したる凡人の刑も照し二等を加ふ但癩疾も致したる者の有期徒刑も處し篤疾も致したる者の無期徒刑も處し死も致したる者の死刑も處す

第三百六十四條 子孫其祖父母父母も對し衣食を供給せず其他必要なる奉養を缺きたる者の十五日以上六月以下の重禁錮も處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

因て疾病又の死も致したる者の亦前條の例も同じ
第三百六十五條 祖父母父母も對したる殺傷の罪の特別の宥恕及び不論罪の例を用ふるとを得す但其犯す時知らざる者の此限もあらず

第二章 財産に對する罪

第一節 竊盜の罪

第三百六十六條 人の所有物を竊取したる者の竊盜の罪と爲し二月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百六十七條 水火震災其他の變に乘じて竊盜を犯したる者の六月以上五年以下の重禁錮に處す

第三百六十八條 門戶牆壁を踰越損壞し若くは鎖鑰を開き邸宅倉庫に入り竊盜を犯したる者の又前條も同じ

第三百六十九條 二人以上共前三條の罪を犯したる者の各一等を加ふ

第三百七十條 兇器を携帯して人の住居したる邸宅に入り竊盜をなしたる者の輕懲役に處す

第三百七十一條 自己の所有物と雖も典物として他人に交付し又官署の命令に因り他人の看守したる時之を竊取したる者の竊盜を以て論す

第三百七十二條 田野に於て穀類菜菓其他の産物を竊取したる者の一月以上一年以下の重禁錮に處す

第三百七十三條 山林に於て竹木鑛物其他の産物を竊取し又川澤池沼湖海に於て人の生

養し若くは營業に關する産物を竊取したる者の又前條も同じ

第三百七十四條 牧場に於て牧畜の獸類を竊取したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處す

第三百七十五條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者の未遂犯罪の例も照して處斷す

第三百七十六條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處す者の六月以上二年以下の監視に付す

第三百七十七條 祖父母父母夫妻子孫及び其配偶者又同居の兄弟姉妹互に其財産を竊取したる者の竊盜を以て論するの限に在らず

若し他人共犯して財物を分ちたる者の竊盜を以て論す

第二節 強盜の罪
第三百七十八條 人を脅迫し又暴行を加へて財物を強取したる者の強盜の罪と爲し輕懲役に處す

第三百七十九條 強盜左に記載したる情狀ある者の一個毎に一等を加ふ

●刑法

七十二

一二人以上共犯したる時

一兇器を携帯して犯したる時

第三百八十條 強盗人を傷したる者の無期徒刑又處し死に致したる者の死刑に處す

第三百八十一條 強盗婦女を強姦したる者の無期徒刑に處す

第三百八十二條 竊盜財を得て其取還を拒く爲め臨時暴行脅迫を爲したる者の強盜を以て論ず

論ず

第三百八十三條 藥酒等を用ひ人を酔迷せしめ其財物を盜取したる者の強盜を以て論じ輕懲役に處す

懲役に處す

第三百八十四條 此節に記載したる罪を犯し減輕に因て輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

年以下の監視に付す

第三節 遺失物埋藏物に關する罪

第三百八十五條 遺失及び漂流の物品を拾得て隱匿し所有主に還付せず又官署に申告せざる者の十一日以上三月以下の重禁錮に處し又二圓以上廿圓以下の罰金に處す

第三百八十六條 他人の所有地内に於て埋藏の物品を掘得て隱匿したる者の亦前條と同じ

第三百八十七條 此節に記載したる罪を犯したる者の第三百七十七條に掲けたる親屬に係

る時の其罪を論ぜす

る時の其罪を論ぜす

第四節 家資分散に關する罪

第三百八十八條 家資分散の際其財産を藏匿脱漏し又虚偽の負債を増加したる者二月

以上四年以下の重禁錮に處す情を知て虚偽の契約を承諾し若くは其媒介を爲したる者の

一等を減す

第三百八十九條 家資分散の際簿籍の類を藏匿毀棄し若くは分散決定の後債主中の一人又の

數人又其負債を私償して他の債主を害したる者一月以上二年以下の重禁錮に處す

第四節 詐欺取財の罪及び受寄財物に關する罪

第三百九十條 人を欺罔し又恐喝して財物若くは證書類を騙取したる者の詐欺取財の罪

と爲し二月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

因て官私の文書を偽造し又増減變換したる者の偽造の各本條に照し重きに従て處斷す

第三百九十一條 幼者の智慮淺薄又人の精神錯亂したる者乘して其財物若くは證書類を

授與せしめたる者の詐欺取財を以て論ず

第三百九十二條 物件を販賣し又交換するに當り其物質を變じ若くは分量を偽て人

交付したる者の詐欺取財を以て論ず

●刑法

七十三

第三百九十三條 他人の動産不動産を冒認して販賣交換し又の抵當典物と爲したる者の詐
偽取財を以て論ず

自己の不動産と雖も己の抵當典物と爲したるを欺隠して他人に賣與し又の重ねて抵當典
物と爲したる者亦同じ

第三百九十四條 前數條に記載したる罪を犯したる者の六月以上二年以下の監視に付す

第三百九十五條 受寄の財物借用物又の典物其他委託を受たる金額物件を費消したる者の
一月以上二年以下の重禁錮に處す若し騙取拐帶其他詐欺の所爲有者の詐欺取財を以て論ず

第三百九十六條 自己の所有に係と雖も官署より差押たる物件を藏匿脱漏したる者の一月
以上六月以下の重禁錮に處す但家資分散の際此罪を犯したる者の第三百八十八條の例に
照して處斷す

第三百九十七條 此節に記載したる罪を犯さんとして未だ遂げざる者の未遂犯罪の例に照
して處斷す

第三百九十八條 此節に記載したる罪を犯したる者第三百七十七條に掲けたる親がに係る
時の其罪を論せず

第六節 贓物に關する罪

第三百九十九條 強竊盜の贓物なることを知て之を受又の寄藏故買し若くは牙保を爲したる
者一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四百條 前條の罪を犯したる者の六月以上二年以下の監視に付す

第四百一條 詐欺取財其他の犯罪に關したる物件なることを知りて之を受け又の寄藏故買し
若くは牙保を爲したる者の十一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰
金を附加す

第七節 放火失火の罪

第四百二條 火を放て人の住居したる家屋を燒燬したる者の死刑に處す

第四百三條 火を放て人の住居せざる家屋其他の建造物を燒燬したる者の無期徒刑に處す

第四百四條 火を放て廢屋及び柴草肥料等を貯ふる屋舎を燒燬したる者の重懲役に處す

第四百五條 火を放て人を乗載したる船舶漁車を燒燬したる者の死刑に處す
其人を乗載せざる船舶漁車に係る時の重懲役に處す

第四百六條 火を放て山林の竹木田野の穀麥又の露積したる柴草竹木其他の物件を燒燬し
たる者の輕懲役に處す

第四百七條 火を放ち自己の家屋を燒燬したる者の二月以上二年以下の重禁錮に處す

第四百八條 放火の罪を犯し輕罪の刑に處する者の六月以上二年以下の監視に付す

第四百九條 火を失して人の家屋財産を燒燬したる者の二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第四百十條 火藥其他激發す可き物品又ハ煤氣罐を破裂せしめて人の家屋財産を毀壞したる者の其故意と出ると過失とを分ち放火失火の例に照して處斷す

第八節 決水の罪

第四百十一條 堤防を決潰し又ハ水閘を毀壞して人の住居したる家屋を漂失したる者の無期徒刑に處す

若シ人の住居せざる家屋其他の建造物を漂失したる者の重懲役に處す

第四百十二條 堤防を決潰し水閘を毀壞して田圃鑿坑牧地等を荒廢したる者の輕懲役に處す

第四百十三條 他人の便益を損じ又ハ自己の便益を圖る爲堤防を決潰し水閘を毀壞し其他水利を妨害したる者の一年以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上廿圓以下の罰金を附加す

第四百十四條 過失に因て水害を起したる者の失火の例に照して處斷す

第九節 船舶を覆没する罪

第四百十五條 衝突其他の所爲を以て人を乗載したる船舶を覆没したる者の死刑に處す但船舶中死亡なき時の無期徒刑に處す

第四百十六條 前條の所爲を以て人を乗載せざる船舶を覆没したる者の輕懲役に處す

第十節 家屋物品を毀壞し及ヒ動植物を害する罪

第四百十七條 人の家屋其他の建造物を毀壞したる者の一月以上五年以下の重禁錮に處し二圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て人を死傷に致したる者の歐打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第四百十八條 人の家屋に屬する牆壁及ヒ園池の裝飾又ハ田圃の樊園牧場の柵欄を毀壞したる者の十一日以上三月以下の重禁錮に處し又ハ二圓以上廿圓以下の罰金に處す

第四百十九條 人の稼穡木竹其他需用の植物を毀損したる者の十一日以上六月以下の重禁錮に處す又ハ三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百二十條 土地の經界を表したる物件を毀壞し又ハ移轉したる者の一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十一條 人の器物を毀棄したる者の十一日以上六月以下の重禁錮に處し又ハ三圓以上卅圓以下の罰金に處す

第四百二十二條 人の牛馬を殺したる者ハ一月以上六月以下の重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下の罰金を附加ス

第四百二十三條 前條ニ記載したる以外の家畜を殺したる者ハ二圓以上二十圓以下の罰金ニ處ス但被害者の告訴を待テ其罪を論ス

第四百二十四條 人の權利義務ニ關する證書類を毀棄滅盡したる者ハ二月以上四年以下の重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下の罰金を附加ス

第四編 違警罪

第四百二十五條 左の諸件を犯したる者ハ三日以上十日以下の拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢以下の科料ニ處ス

一 規則を遵守せずして火藥其他破裂す可き物品を市街に運搬したる者

二 規則を遵守せずして火藥其他破裂す可き物品又ハ自ら火を發す可き物品を貯藏したる者

三 官許を得ずして烟火を製造シ又ハ販賣したる者

四 人家稠密の場所ニ於テ濫ニ烟火其他火器を玩ひたる者

五 蒸氣器械其他烟管火竈を建造修理シ及ヒ掃除する規則ニ違背したる者

六 官署の督促を受けて崩壞せんとする家屋牆壁の修理を爲さざる者

七 官許を得ずして死屍を解剖したる者

八 自己の所有地内ニ死屍あることを知テ官署ニ申告せず又ハ他所ニ移したる者

九 人を毆打して創傷疾病ニ至らざる者

十 密ニ賣淫を爲シ又ハ其媒合容止を爲したる者

十一 一人の住居せざる家屋内ニ潜伏したる者

十二 定りたる住居なく平常營生の産業なくして諸方ニ徘徊する者

十三 官許の墓地外ニ於テ私ニ埋葬したる者

十四 違警罪の犯人を曲庇する爲め偽證したる者但被告人偽證の爲め刑を免れたる時ハ第二

百二十九條の例ニ從フ

第四百二十六條 左の諸件を犯したる者ハ二日以上五日以下の拘留ニ處シ又ハ五十錢以上一

圓五十錢以下の科料ニ處ス

一 人家の近傍又ハ山林田野ニ於テ濫リ又ハ火を焚く者

二 水火其他の變ニ際シ官吏より防禦す可きの求めを受け傍觀して之を肯せざる者

三 不熟の菓物又ハ腐敗したる飲食物を販賣したる者

- 四健康を保護せる爲め設けたる規則又ハ傳染病豫防規則ニ違背したる者
- 五人の通行す可き場所ニある危険の井溝其他四所ニ蓋又ハ防圍を爲さざる者
- 六路上ニ於て犬其他の獸類を嘍し又ハ驚逸せしめたる者
- 七發狂人の看守を怠り路上ニ徘徊せしめたる者
- 八狂犬猛獸等の繫鎖を怠り路上ニ放ちたる者
- 九發死人の檢視を受けずして埋葬したる者
- 十墓碑及ヒ路上の神佛を毀損し又ハ汚瀆したる者
- 十一神祠佛堂其他公の建造物を汚損したる者
- 十二公然人を罵詈嘲弄したる者但訴を待て其罪を論す

第四百二十七條 左の諸件を犯したる者ハ一日以上三日以下の拘留ニ處し又ハ二十錢以上

- 一圓廿五錢以下の科料ニ處す
- 一濫りニ車馬を疾驅して行人の妨害を爲したる者
- 二制止を肯せずして人の群集したる場所ニ車馬を牽きたる者
- 三夜中燈火なくして車馬を疾驅する者
- 四木石等を道路ニ堆積して防圍を設けず又ハ標識の燈を怠りたる者

- 五瓦礫を道路家屋園圍ニ投擲したる者
 - 六禽獸の死屍を道路ニ棄擲し又ハ取除かさざる者
 - 七汚穢物を道路家屋園圍ニ投擲したる者
 - 八警察の規則ニ違背して工商の業を爲したる者
 - 九醫師穩婆事故なくして急病人の招きニ應せざる者
 - 十死亡の申告を爲さずして埋葬したる者
 - 十一流言浮説を爲して人を誑惑したる者
 - 十二妄ニ吉凶禍福を説き又ハ祈禱符呪等を爲し人を惑はして利を圖る者
 - 十三私有地外ニ濫ニ家屋牆壁を設け又ハ軒楹を出たる者
 - 十四官許を得ずして路傍河岸ニ床店等を開きたる者
 - 十五路上の植木市街の常燈及ヒ厠場等を毀損したる者
 - 十六道路橋梁其他の場所ニ榜示したる通行禁止及ヒ指道標の類を毀棄汚損したる者
- 第四百二十八條 左の諸件を犯したる者ハ一日の拘留ニ處し又ハ十錢以上一圓以下の科料ニ處す
- 一官署より價額を定たる物品を定價以上ニ販賣したる者

- 二渡船橋梁其他の場所又於て定價以上の通行錢を取り又の故なく通行を妨けたる者
 - 三渡船橋梁其他通行錢を拂ふ可き場所又於て其定價を出さずして通行したる者
 - 四路上又於て賭博又類する商業を爲したる者
 - 五官許を得ずして劇場其他觀物場を開き及ひ其規則に違背したる者
 - 六溝渠下水を毀損し又の官署の督促を受けて溝渠下水を浚はるる者
 - 七制止を肯せずして路傍又食物其他の商品を羅列したる者
 - 八官許を得ずして獸類を官有地又放ち牧畜したる者
 - 九身體又刺文を爲し及ひ之を業とする者
 - 十他人の繫きたる牛馬其他の獸類を解放したる者
 - 十一他人の繫きたる舟筏を解放したる者
- 第四百二十九條 左の諸件を犯したる者ハ五錢以上五十錢以下の科料ニ處ス
- 一橋梁又の提防の害と爲る可き場所又舟筏を繫きたる者
 - 二牛馬諸車其他物件を道路又横たへ又の木石薪炭等を堆積して行人の妨害を爲したる者
 - 三車馬を並へ牽て行人の妨害を爲したる者
 - 四水路又於て舟を並へ通船の妨害を爲したる者

- 五氷雪塵芥等を路上に投棄したる者
- 六官署の督促を受けて道路の掃除を爲さざる者
- 七制止を肯せずして路上に遊戯を爲し行人の妨害を爲したる者
- 八牛馬を牽き又の繫くことを忽かせよして行人の妨害を爲したる者
- 九出入を禁止したる場所又濫り又出入したる者
- 十通行禁止の榜示を犯して通行したる者
- 十一道路又於て放歌高聲を發して制止を肯せざる者
- 十二酩酊して路上に喧噪し又の醉臥したる者
- 十三路上の常燈を消したる者
- 十四人家の牆壁又貼紙及び樂書したる者
- 十五邸宅の番號標札招牌又の貸家賣家の貼紙其他報告の榜標等を毀損したる者
- 十六他人の田野園圃又於て菜菓を採食し又の花卉を採折したる者
- 十七公園の規則を犯したる者
- 十八通路なき他人の田圃を通行し又の牛馬を牽入たる者

第四百三十條 前數條に記載するの外各地方の便宜より定むる所の警違罪を犯したる者

● 刑法
其罰則又從て處斷す

刑法附則

第一章 主刑執行

第一條 死刑の其執行を爲す裁判所の檢察官書記及び典獄刑場又立會典獄より囚人又死刑を執行すべきことを告示したる後押丁をして之を執行せしむ但其期限の午前十時前とす

第二條 死刑を行ふ時の刑場の警戒を嚴し執行又關する者の外刑場又入ることを許さず但立會官吏の許可を得たる者の此限又在らず

第三條 死刑の執行畢たる時の書記其始末書を作り立會を爲したる官吏と共に署名捺印し之を裁判所の檢事局に納可し

第四條 左に記載したる日の死刑を行ふことを禁す
元始祭
孝明天皇祭
紀元節
春季皇靈祭

仁孝天皇祭
神武天皇祭
六月大祓
秋孝皇靈祭
神宮神嘗祭
天長節
後桃園天皇祭
新嘗祭
光格天皇祭

十二月大祓

第五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎と申する者の醫師及穩婆をして之を檢査せしめ果して懐胎なる時の檢察官より司法卿又上申して其執行を停め産後一百日を経て更司法卿の命令を受け決行すへし

第六條 死刑の遺骸に一定の場所又埋む若し親屬故舊請ふ者ある時の典獄之を許可し下付するを得

第七條 死刑の宣告を受けたる者執行に至るまで何時までも典獄の許可を得て其親屬故舊
と接見することを得

第八條 死刑を執行したる時の犯人の屬籍氏名年齢職業住所及び其罪狀刑名を記載して左
の各所を榜示公告す可し

刑を宣告したる裁判所の門前

犯罪の地

犯人住所の地

第九條 徒流の囚を發遣するの裁判を爲たる地の監獄管理長官より内務卿に上申し其命令
を待て發船の地を護送すへし

第十條 徒刑の囚の島地に於て便宜に従ひ獄外の役を服せしむるを得

第十一條 流刑の囚幽閉中獄内に於て自ら工業を爲さんと請ふ者典獄之を許す可し

第十二條 流刑の囚幽閉を免す可き者ある時の典獄より内務司法兩卿に上申し其許可を受
く可し

第十三條 徒刑の囚假出獄を許されたる者又は流刑の囚幽閉を免せられたる者家屬を招き
同居するを請ふ時の之を許すを得但其路費の自ら之を辨す可し

第十四條 流刑の囚幽閉を免し地を限り居住せしむる者の監獄近傍の地を限り典獄の監督
を受けしむ若し已むを得ざる事故ある時の典獄に請ふて限外に出るを得

第十五條 流刑の囚幽閉を免せられたる者再び罪を犯したる時の本刑期限内と雖も島地
に於て直ち刑を執行す可し

第十六條 懲役重禁錮の囚の便宜に従ひ獄外の役を服せしむるを得

第十七條 禁獄輕禁錮の囚獄内に於て自ら工業を爲さんと請ふ者典獄之を許す可し

第十八條 服役限内更に罪を犯し再定役を服する者後犯の刑期百日以内の工錢を給與せず

第十九條 囚人に給與する工錢の額を定め之を交付し及び領置する方法の監獄規則に従ふ

第二十條 罰金科料の宣告を受け未だ納完せざる前は於て犯人身死する時の之を徴收せず
附加の罰金に於る亦同し

第二章 監視

第二十一條 監視の主刑の終りたる後仍は將來を檢束する爲め警察官吏をして犯人の行狀
を監視せしむる者とする

第二十二條 監視に付す可き者の豫め其住所を定めしめ主刑の終りたる時典獄より犯人
を其住居の地の警察所に護送し監視を執行せしむ主刑の期滿免除を得たる者又は主刑を

死し止た監視を付する者の其裁判所の検査官より警察所へ護送す可し

第二十三條 犯人を警察所へ護送する時の其監視の超算満期を記載したる文書及び刑名宣告書の原本を附す可し

第二十四條 犯人の住居遠地を在て一日程を過ぐる者の典獄若くは警察官より先づ最近の警察官へ護送し其警察所より住居の地の警察所へ送致す可し

第二十五條 警察所より犯人を住居の地の警察所へ送致する時の其里程を計り日数を限定して旅券を附與し犯人到着の日直ち之を其地の警察所へ差出さしむ但途中事故ありて滞りたる時の第三十一條の例に従ふ可し

犯人を送致する時の第三十二條に記載したる書類を其地の警察所へ送致す可し
第二十六條 犯人住居の地の警察所へ於ては監視の期限間遵守す可き條件を讀聞かせ監視の票を下付す可し

第二十七條 監視を付せられたる者の其期限間左の條件を遵守す可し
一 毎月二度所轄の警察所へ到り其謹慎なることを表し監視の票を出し官吏の認印を受く可し但疾病又は已むを得ざる事故ありて警察所へ到ると能はざる時の其事由を届け出す可し

二 酒宴遊興の席へ會し又ハ群集の場所へ參會することを許さず

三 事故ありて其住居を轉移せんとする時の警察所へ申請し許可を受く可し

四 擅ハ他の地方へ旅行することを許さず若已むを得ざる事故ある時の其事由を警察所へ具申し許可を受く可し

第二十八條 監視の期限間の警察官吏時宜ハ因り其家宅へ臨檢するとある可し

第二十九條 警察所へ於て住居を轉ずることを許可したる時の其事由を轉住の地の警察所へ通知し第二十三條に記載したる書類を遞送す可し

第三十條 他の地方へ旅行することを許可したる時の其里程を計り先方の地へ滞留する時日を算し往復日数を限定して旅券を附與す可し

犯人先方の地へ到れハ其地の警察所へ出て旅券を示し官吏の認印を受け限定の日數内へ歸來り直ちハ旅券を警察所へ還納す可し

第三十一條 旅行中天災又ハ疾病等ハ因り臨時滞りたる時の事由を其地の警察所へ具申し官吏の證書を受け歸着の日旅券ハ添へ警察所へ差出す可し

第三十二條 監視を付する者住居なく及ハ引取人なき時の其期限間監獄中の別房へ留置し工業を爲さしめ又ハ使役を供す住居遠地を在て歸着する資力なき者亦同し

第三十三條 監獄中の別房に留置したる者限内引取人を得又ハ住居の地を歸着する資力を得たる時の其地を送致して殘期の監視を執行せしむ可し

第三十四條 刑期限内再び罪を犯し初犯再犯共ニ監視を付す可き時又ハ監視の期間間再び罪を犯し更ニ監視を付す可き時の並ニ主刑滿限の後前後の期限を通算して監視を執行す可し

第三十五條 罰金の禁錮を換へたる者監視を付すべき時の其禁錮の日數を監視の期限に算入す可し

第三十六條 監視を付せられたる者其規則を遵守し悛改の狀ある時の警察官より其事實を上申し内務司法兩卿の命を受けて假ニ監視を免することを得

第三十七條 假ニ監視を命せられたる者住居を轉移する時の第二十七條第三及ハ第二十九條の例に従ふ可し

第三章 假出獄及ハ特別監視

第三十八條 假出獄を許す可き者ある時の典獄より其犯人の行狀及ハ刑名入獄の年月を記載し假ニ出獄を許されんとを内務司法兩卿に上申して許可を受くへし

第三十九條 假出獄を許したる時の典獄より其證票を犯人に下附す可し

第四十條 假出獄證票の左の條件を記載す可し

一 本人の屬籍氏名年齢住所罪名刑名及ハ處刑の年月日

二 殘期何年何月何日間假出獄を許す事

三 假出獄中の特別監視を付すべき事

四 假出獄中更ニ重輕罪を犯したる時の直ちニ出獄を停止し出獄中の日數を刑期に算入せざる事

第四十一條 重罪の刑に處せられたる者假出獄中自ら財産を治め若クハ職業を營まんとする時の警察所に申請し許可を受く可し

第四十二條 假出獄を許す可き者の豫め其住所を定めしめ出獄の日典獄より其證票の謄本を添へ犯人を其住居の地の警察所に護送し特別監視を施行せしむ可し

第四十三條 特別監視を付する者の第廿三條第二十四條第二十五條第二十六條第二十九條第卅一條の例を適用す

第四十四條 特別監視を付せられたる者の其期限間左の條件を遵守す可し

一 毎週一 所轄の警察所に至り其謹慎なることを表し監視の票を出し官吏の認印を受く可し但疾病又ハ己むとを得ざる事故ありて警察所に到ると能はざる時の其事由を届け

出つ可し

九十二

二酒宴遊興の席に會し又の郡集の場所を參會することを許さず
三事故ありて住居を轉移せんとする時の警察所を申請し許可を受く可し但他の府縣を轉
移することを許さず

四往復一日程を過ぐる地を旅行することを許さず

第四十五條 特別監視の期限間の警察官吏時宜より其家宅を臨検するとあるへし

第四十六條 假出獄を許されたる者刑期満限の日より自れに假出獄し證票を警察所へ還納し

警察所より證票を出したる典獄を遞送す可し

主刑満限の後監視を付す可き犯人なる時の警察所を於て第二章の例に從て處分す可し

第四十七條 假出獄を許す可き者住所なく及び引取人なき住居の第三十二條の例に從ひ監獄

中の別房に留置す可し

第四章 刑事裁判費用

第四十八條 豫審公判に付き呼出したる證人醫師鑑定人通辨人翻譯人に給與す可き日當旅

費止宿料及び第五十一條第五十二條に記載したる者を以て刑事の裁判費用と爲す

第四十九條 日當旅費及び止宿料の金額左の如し

日當五十錢

旅費一里拾錢

止宿料一宿二十五錢

住居三里以外の地に在る者の往復旅費を給し及び呼出の地を滞在中の日當並に止宿料を
給す其三里未滿の地に在る者の旅費止宿料を給せず

第五十條 證人の日當旅費及び止宿料の本人の請求あるに非されし之を給與せず

第五十一條 證人日稼を以て生業とする者治罪法第九十條に從ひ償金を要求する時の旅

費日當の外若干の償金を給するとある可し

第五十二條 解剖舎密等の費用及び數多の時間を要する翻譯料の類の日當の外別之を給

與す可し

第五十三條 裁判費用の宣告を受け未だ之を納めざる前より於て犯人身死する時の其相續人

より之を徴收す

第五章 賠償處分

第五十四條 贓物犯人の手に在る第百九條に直ち被害者へ還付すと雖も若し輾轉して他人の手

に在る時の被害者の請求を因り還給せしむる者とす

第五十五條 贓物轉轉して他人の手にある時公商は因り買取したる物品の其公商若しくは被害者より買取者へ原價を償ひされの直ちを還給せしむるを得ず

若し公商は由らずして買取したる物品の其還給を拒むを得ず但其買取者の賣者へ對し轉價を求むるを得

第五十六條 贓物を受け又の典物として受取たる者其贓物現在する時の還給を拒むを得ず但典物として受取たる者の典主は對し轉價を求むるを得

第五十七條 贓物交換して現在する時の公商は由ると否とを區別し第五十五條の例は從て處分す可し

第五十八條 贓物已に費用したる時又の識別す可からざる時又の其所在の知れざる時の損害の賠償を請求するを得

第五十九條 人の名譽若しくは殺傷に關したる損害其他犯罪の爲め現生したる損害の其賠償を請求するを得但失火の此限は在らず

第六十條 贓物の還給損害の賠償の其犯罪を審判する刑事裁判所は請求するを得若其審判已に終りたる後の民事裁判所は非されの之を請求するを得ず

第六十一條 刑事裁判所は於て贓物の還給損害の賠償を請求する者の通常の文書又の言語

を以て之を爲すことを得其民事裁判所は請求する者の民事訴訟の程式は從ふ可し

第六十二條 贓物の還給損害の賠償の本犯死する時の其相續人は對し之を要求するを得

第六十三條 贓物の還給損害賠償の宣告を受けたる者還給賠償せざる時の被害者より更に民事裁判所は身代限の處分を請求するを得

法律第百二號

刑法附則第四十九條を左の如く改め次は左の三條を加ふ

第四十九條 證人の日當の出頭一度は付金五十錢とす但止宿料を給する場合は於て此日當を給せず

第四十五條 乙 醫師鑑定人通辯人翻譯人の日當の出頭一度は付金五十錢乃至金五圓の範圍内は於て裁判所の意見を以て定むる所は依る

第四十九條 丙 證人醫師鑑定人通辯人翻譯人の旅費の海陸滿一里毎は付き金十錢とす通路兩線以上あるとき最近の通路を以て旅費を算定す

第四十九條 丁 前條は記載したる者の止宿料の滿八里以外の地より來り滞在する時の一日金五十錢とす

法律第二百二號參照

第六十七號布告刑法附則(明治十四年十二月十九日)抄錄

第四十九條 日當旅費及ひ止宿料の左の制限を據り各地方適宜其額を定むへし

日當五十錢以下

旅費一里十錢以下

止宿料一宿二十五錢以下

住居三里以外の地に在る者の往復旅費を給し及ひ呼出の地に滞在中の日當並に止宿料を給す其三里未滿の地に在る者の旅費止宿料を給せず

法律第九十九號

第一條 家屋其他の建造物に於て犯したる竊盜にして未だ遂げざる者又の已に遂けたるも其贓額五圓を滿ざる者の十一日以上二月以下の重禁錮を處す

第二條 田野、山林、川澤、池沼、湖海に於て其產物を竊取せんとし又の牧場に於て其獸類を竊取せんとして未だ遂げざる者又の已に竊取したるも其贓額五圓を滿ざる者亦前條と同し

第三條 前二條に記載したる贓額の犯罪の地及び其時における物價を據り裁判所之を定む但贓物現存せざるときは其中等の價額を據る可し

◎ 刑法終

明治廿三年十一月卅日印刷
明治廿三年十二月二日出版

編輯者兼
發行者

日本橋區通四丁目四番地

內藤加我

印刷者

日本橋區新和泉町一番地今古堂

瀧川三代太郎

發行所

日本橋區通四丁目四番地

金櫻堂

禁電子式複写

